



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
第1巻 第1号

2014年9月(第30号)

爽やかな気持ちのよい季節となりました。秋晴れの日はどこかに出かけたくなりますね。

「事務所だより 9月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問合わせください。

この号の内容

- 1 最低賃金が改正されます
- 2 退職後の年金加入について
- 3 雇用保険の基本手当日額が変更になりました
- 4 当事務所から

最低賃金が改正されます

最低賃金制度をご存じでしょうか。使用者が労働者に支払わなければならない最低の賃金額を定めた制度です。最低賃金には都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と特定の産業を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」があります。来月10月より地域別最低賃金が改正されることになりました。今回は主な改正内容および最低賃金制度のポイントをご紹介しましょう。

■ 改正点

地域別最低賃金額が改正されます。全国平均は16円上がって780円に改正。主な都道府県の改正後の最低賃金は、東京都888円、神奈川県887円、埼玉県802円、千葉県798円、大阪府838円、愛知県800円。10月から地域ごとに順次適用されます。

■ 適用される対象者

地域別最低賃金は、雇用形態に関係なくすべての労働者に適用となります。一方、特定（産業別）最低賃金は特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満の技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません）

■ 対象となる賃金

最低賃金の対象となるのは、毎月支払われる基本的な賃金です。
（1）臨時に支払われる賃金、（2）ボーナス、（3）時間外割増賃金、（4）休日割増賃金、（5）深夜割増賃金、（6）精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は最低賃金の対象になりません。

【詳しい内容はこちらをクリック】



http://pc.saiteichingin.info/point/page_point_what.html

退職後の年金加入について

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入しますが、それ以外の20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入するための手続きが必要です。

お住まいの市区町村で国民年金第1号資格取得の手続きを行います。ただし、厚生年金保険や共済年金に加入している家族の被扶養配偶者となる場合は、家族の勤務先で手続きをすることとなります。

これらの手続きを行わないと年金額が減る場合や、年金そのものが受け取れなくなる場合がありますので、忘れずに行いましょう。



雇用保険の基本手当日額が変更になりました

雇用保険の失業等給付の一つである「基本手当」は、労働者が離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動ができるよう支給されるものです。「基本手当」の計算の基となる「基本手当日額」は離職前の「賃金日額」を基に算出されています。「賃金日額」は上限額と下限額が設定されており、毎年8月1日にその額を見直すこととなっていますが、今年度は上限額・下限額ともに若干引き下げられました。これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、すでに受給中の方も基本手当が減額になる場合があります。新「基本手当日額」は8月以降の受給資格者証で確認できます。

【詳しい内容はこちらをクリック】



<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000051226.html>

当事務所から



事務所日より9月号はいかがでしょう。

最低賃金の改正についてトピックで採り上げましたが、これまで一部の地域で生活保護の支給額が最低賃金額を上回っていることが問題となっていました。今回の改正で最低賃金額がアップしたことにより、すべての地域で生活保護の支給額を上回り、問題が解消されたようです。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 1209号

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-3354

(部屋番号とFAX番号が変更になりました)

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー

藤井真由美